

## 柏原市水道事業災害時支援協力員制度実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、柏原市の給水区域内に震度6弱以上の大規模な地震、漏水事故等（以下「災害」という。）が発生した際、柏原市水道事業（以下「水道事業」という。）が所有又は管理する水道施設の被害状況の早期把握及び応急給水体制の強化等の災害発生初期の応急活動の充実を図るため、柏原市水道事業災害時支援協力員（以下「協力員」という。）制度を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### （活動内容）

第2条 協力員は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）災害発生時において、自宅から参集場所までの途上における水道施設の被害状況等に関する情報収集及び水道事業への連絡。
- （2）水道事業が行う拠点給水施設における応急給水活動の補助。
- （3）その他水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認める活動。

### （参集）

第3条 協力員は、柏原市の給水区域内に震度6弱以上の大規模な地震が発生したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、あらかじめ指定された場所に参集するものとする。

2 協力員は、柏原市の給水区域内に災害のうち前項に規定する以外のものが発生したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、管理者の要請に従い、その指定する場所に参集するものとする。

### （指示）

第4条 協力員は、前条の規定により参集場所に参集したときは、当該参集場所の職員の指示に従うものとする。

### （資格）

第5条 協力員は、柏原市内に居住し、かつ、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）水道事業体（地方公共団体の水道事業及び民間の水道事業関係企業でこれに類する組織をいう。）に勤務していた経験を有すること。
- （2）年齢が満75歳未満であること。
- （3）次条に定めるところにより協力員として登録台帳に登録されて

いること。

(登録の申し込み等)

第6条 協力員としての登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)

は、別に定める期間内に、災害時支援協力員登録申込書に必要事項を記入の上、必要と認める書類を添付して、持参又は郵送の方法で提出するものとする。

2 前項に規定する申込みがあったときは、これを審査し、その結果を書面で登録希望者に通知するとともに、第5項に規定する登録台帳に登録する。

3 前項の規定による審査を行うに際し、必要と認めるときは、登録希望者の承諾を得て、登録希望者が所属していた水道事業体に対し、登録に必要な事項を照会するものとする。

4 第2項の規定により協力員として登録された者に対しては、委嘱状を交付するものとする。

5 災害時の連絡及び平常時の活動等に活用するため、登録台帳を整備するものとする。

(登録の有効期限)

第7条 協力員としての登録の有効期限は、登録日から5年を経過した日までとする。

(登録の更新)

第8条 有効期限経過時においても第5条に規定する要件を満たす協力員に対しては、有効期限の1か月前までに、登録の更新に係る意思確認を行うものとする。

2 前項に規定する確認の結果、更新の意思を確認したときは、協力員として再登録するものとする。

(登録の変更等)

第9条 登録内容に変更があったときは、当該協力員は速やかに災害時支援協力員登録申込書変更届を提出するものとする。

(登録の取り消し)

第10条 協力員が登録の取り消しを希望するときは、災害時支援協力員登録辞退届を提出しなければならない。

2 協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力員としての登録を取り消すものとする。

(1) 連続して3年間、規定する研修に参加しなかったとき

(2) 第4条の規定に反する等協力員として不適格と認められる事実

があったとき

(3) 前項の規定により災害時支援協力員登録辞退届を提出したとき

(4) 年齢が満75歳に達したとき

(研修)

第11条 協力員は、水道事業が開催する拠点給水施設での応急給水活動に係る研修を受講するものとする。

(物品の貸与)

第12条 協力員に対しては、ウインドブレーカー、Tシャツ、帽子（以下「貸与物品」という。）を貸与するものとする。

2 協力員は、活動を行っているとき及び研修受講中は、貸与物品を着用するものとする。

3 協力員としての登録の有効期限が満了し、又は第10条第2項の規定により協力員としての登録を取り消されたときは、協力員は速やかに貸与物品を返還するものとする。

(報酬等)

第13条 協力員の報酬は無償とする。

2 参集に要する費用及び研修の参加に要する費用は、協力員の負担とする。

(保険)

第14条 管理者は、協力員の活動中の事故に備え、大阪府社会福祉協議会が運営するボランティア活動保険に協力員を被保険者として加入する。

(委任等)

第15条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成26.4.1)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成29.9.1)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。